

○飯塚市産前・産後生活支援事業実施要綱

平成20年7月24日

飯塚市告示第122号

改正 H24-118、H26-70、H27-63、H28-74、R元-77、R5-76、R5-258一改

(趣旨)

第1条 この告示は、産前・産後生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 産前・産後生活支援事業(以下「事業」という。)は、妊産婦が体調不良等のため家事又は育児の支援を必要とする家庭に対し、その生活を支援する者(以下「支援員」という。)を派遣し、妊産婦の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第3条 事業は、支援員の派遣について、適切な実施が確保できると認められる社会福祉法人その他の団体(以下「受託者」という。)に依頼して行うものとする。

(対象者)

第4条 対象者は、市内に住所を有し、母子手帳の交付を受けている妊婦又は産後12か月を経過する日までの期間にある者のうち、体調不良等のため、家事又は育児を行うことが困難であり、かつ、昼間に同居の親族その他の者が家事又は育児を行うことができないと認められる者(居宅に在宅している者に限る。)とする。

(H27-63、R5-258一改)

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項に定める期間を延長することができる。

(支援の内容)

第5条 事業による支援は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 児童の生活指導
- (3) 食事の準備及び片付け
- (4) 住居等の掃除及び整理整頓
- (5) 身の回りの世話
- (6) 生活必需品等の買い物
- (7) 医療機関等との連絡
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める家事

(実施日等)

第6条 事業の実施日は、8月13日から8月15までの日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 事業の利用時間及び利用基準は、次のとおりとする。

(1) 利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 利用基準は、1日1回(2時間以内)とし、1時間を単位とする。

(派遣回数等)

第7条 支援員の派遣は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める回数をおおむね限度とする。

(1) 妊婦又は産後12か月を経過する日までの期間にある者(多胎妊娠の場合を除く。) 12回

(2) 妊婦又は産後12か月を経過する日までの期間にある者(多胎妊娠の場合に限る。) 22回

2 第4条第2項の規定により事業の対象とする場合における支援員の派遣については、市長が必要と認める回数とする。

(H27-63、R5-76一改)

(実施場所)

第8条 事業は、利用者の居宅において実施する。

(利用の手続)

第9条 事業の利用を希望する者は、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者から支援員の派遣の要請があった場合は、当該要請の内容を確認のうえ、速やかに支援員の派遣の要否を審査し、必要と認められるときには、その旨を通知するとともに、受託者に支援員の派遣を依頼するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に緊急を要する場合にあっては、登録の手続きは、事後とすることができる。

(派遣の取消し)

第10条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、支援員の派遣を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条第1項の登録又は同条第2項の要請の内容に虚偽があったとき。

(3) 支援員の派遣に支障があると認めるとき。

(支援員等の責務)

第11条 支援員その他の事業の実施に当たる者は、その業務を行うにあたって、児

童及び利用者の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(費用の負担)

第12条 利用者は、支援員の派遣に要した費用の一部として、別表に定める基準により算定した額を利用した月の翌月の末日までに市に支払わなければならない。

(H28-74一改)

(記録及び報告)

第13条 受託者は、毎月、支援員の派遣の状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、受託者に対して事業の実施状況についての報告を求めることができる。

(補則)

第14条 書類の様式その他の事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日 告示第118号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日 告示第70号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年3月5日 告示第63号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し、改正後の飯塚市産前・産後生活支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に出産した者について適用する。

附 則(平成28年3月24日 告示第74号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月11日 告示第77号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(飯塚市産前・産後生活支援事業実施要綱に係る経過措置)

2 この告示の施行の日前に既に第2条に規定する告示の改正前の規定により施行日以後の利用について許可を受け、又は申請をした者の当該利用に係る負担額については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月22日 告示第76号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月15日 告示第258号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第12条関係)

(H24-118、H26-70、R元-77一改)

利用者の負担基準表

利用家庭の区分	基準額(1時間当たり)	
	生活援助	子育て支援 (児童1人当たり)
生活保護受給世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	150円	70円
その他の世帯	310円	150円

備考

- 1 基準額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- 2 利用者の負担額は、1月毎の累計時間により請求するものとする。